

題目 非協力者に対する対策—人は罰と排除のどちらを用いるのか—

氏名 波多野礼佳

指導教官 高橋伸幸

社会的ジレンマ (SD) に代表される協力問題の一つの解法として、罰の導入の有効性が指摘されている。しかし理論的には、罰の導入で協力問題を解決することは出来ない。罰にはコストがかかるため、罰を導入したところで二次のジレンマ問題を作り出すに過ぎないためである (Oliver, 1980)。それにも関わらず、実験ゲームでは多くの人々が自発的に罰を行使し、協力が維持されることが実証されている (e.g. Yamagishi, 1986; Fehr & Gächter, 2002)。このことから、「人々はなぜ罰を行うのか」という問いが生じる。

この問いに対しては、これまで大きく分けて2つの説が提唱されている。1つ目は、集団選択の結果、人は「非協力者を罰し、協力者に報酬を与える社会的選好 (Strong Reciprocity) を身につけた」という説明である (e.g. Fehr, Fischbacher & Gächter, 2002)。2つ目は、罰行動は自分の良い性質を示すシグナルとして働くため、罰行使者は周囲の他者からの評価を通して利益を得ることが出来るという説明である (Kurzban, DeScioli, & O'Brien, 2007)。しかし、これらの説に反する知見も存在しており (波多野・高橋, 2012; Kiyonari & Barclay, 2008; 波多野・高橋, 2013)、現段階ではどちらも十分に罰行動を説明しているとは言い難い。それでは、罰行動の適応的基盤はどこにあるのだろうか。

ここで改めて二次のジレンマ問題に立ち戻る。罰行動の心理的基盤をめぐるこれまでの議論では「人は罰行動を行う心的メカニズムを備えている」ということを前提としていたが、人には本当に非協力者を罰する心的メカニズムが備わっているのだろうか。民族学的な知見からは、コストのかかる罰行動が観察されることは少なく、実際にはほとんどコストを伴わない村八分などの排除によるサンクションが実行されていることが指摘されている (Guala, 2012)。将来の社会的交換関係から排除されるならば、罰がなくとも非協力的な行動をとることは非適応的となる。さらに排除はコストを伴わないことから、二次のジレンマ問題が発生することもない。このことから、人は本来「罰行動」ではなく「非協力者の排除」をサンクションとして用いることで協力問題を解決してきた可能性があると考えられる。そこで本研究では、「人は本来、排除によって協力問題を解決してきたのであり、”サンクションとしての罰行動”は存在しなかった。そのため、罰行動の心的基盤は協力問題をめぐる状況には存在しない。罰行動とは本来は協力問題をめぐる状況とは別の状況に適応価を持つ行動であり、罰によるサンクションとは排除が不可能となった場合に作られた、制度に基づく特殊な行動である。」という理論仮説を提唱する。

この理論仮説に基づけば、人は罰・排除の両方が可能な場合には、排除によるサンクションを自発的に選択すると予測される。しかし罰・排除の両方をサンクションとして用い

ることが可能な実験を行った先行研究はほとんど存在しない。唯一、罰・排除の両者を行うことが可能であった実験を行った **Rockenbach & Milinski (2006)**も、“罰の存在の有無”自体を参加者が選択するデザインを用いており、人が罰と排除のどちらを自発的に用いるのかを純粹に比較しているとはいえない。そこで本研究では、人が罰行動と排除行動のどちらを自発的に用いるのかを直接検討することを目的とした実験を行った。具体的には、「罰のみが可能」、「排除のみが可能」、「罰・排除の両方が可能」な状況を比較し、罰・排除両方が可能な場合の罰と排除の量が、いずれか片方のみが可能な状況と比較してどのように変化するかを検討した。

本実験では、6人一組のSDゲームを繰り返し行った。条件として、SDゲーム後に罰あるいは排除のいずれか一方のみが可能な「一方のみ条件」と、罰・排除の両方が可能な「両方可能条件」の2水準から成るサンクション選択枝数の要因を参加者内要因として設定した。また、「一方のみ条件」において罰と排除のどちらが可能であるかという要因を参加者間要因として設定した。参加者は罰あるいは排除のいずれかの「一方のみ条件」を経験した後に、「両方可能条件」を経験する。

実験の結果、排除を先行して経験した群については以下のことが確認された。罰・排除の両方が可能な場合の「非協力者に対する罰程度」は、罰のみが可能である場合よりも小さい。また、「非協力者を排除する程度」は、両方が可能な場合に排除のみが可能な場合よりも大きい傾向がある。この結果は本研究の予測を支持するものである。一方、罰を先行して経験した群については以下のことが確認された。罰・排除の両方が可能な場合における「非協力者に対する罰程度」は、罰のみが可能な場合よりも大きい。また、両方が可能な場合における「非協力者を排除する程度」は排除のみが可能な場合よりも大きい。この結果は本研究の予測に反している。

罰を先行して経験した群において予測に反する結果が得られた理由は定かではないが、罰のみを経験した後に排除が導入されるという罰先行条件の状況は、「排除によるサンクションが不可能となった場合に罰行動が制度として導入される」という本研究の理論仮説が想定した状況とは異なる。そのため、「罰のみによるサンクション」を経験することは、本研究が予測しなかった効果をもたらしたのかもしれない。排除先行条件において本研究の予測が支持されたことから、本理論仮説が妥当である可能性はある。今後は本理論仮説の妥当性に対するさらなる検討が必要だろう。